

1. 概要

- 委員は、浪江部会長、水郷めぐり事業者5名、真珠養殖事業者3名、地元関係者2名、滋賀県東近江土木事務所3名の14名で構成。事務局は、近江八幡市企画課が担う。

2. 経緯等

- 平成23年4月に四者連携協定締結(滋賀県立大学、近江八幡商工会議所、安土町商工会、市)し、以降、地域資源としての西の湖の保全と活用を検討。
- 今年度、景観と航行上支障となる放置杭や沈没船等の問題解決の声が地域住民から挙がり、近江八幡市西の湖廻遊路整備推進会議設置要綱第7条に基づき、本専門部会を設置。
- 近江八幡市西の湖廻遊路整備推進会議が令和4年8月までの期限としていることから、本専門部会についても、同時期までに一定の方向性を示すことを目指す。

3. 現状の問題

- 沈没船および係留杭、真珠養殖の杭等が使用されていない且つ放置状態である。
- これらが、景観を損ねているだけではなく、遊覧船の運航の妨げにもなっている。
- 所有者が存在する案件であるが、全ての所有者を整理出来ておらず、撤去までの議論には行き着いていない。

4. 目的および検討事項

- 西の湖の魅力をより引き出すために、これらの問題解決が必要である。
- 撤去の大前提として、沈没船や放置杭等の所有者自らが撤去をする必要がある。
- 各放置理由(撤去費用等)も関連性が高く、西の湖という広いテーマで議論ができる。
- 各機関の役割分担を明確にし、連携を図る。

5. 専門部会の経過報告について

- 令和3年12月24日に、第1回専門部会を開催。
- 委員との意見交換にて、今後の流れが以下のとおりとなることを確認。
 - ① 放置杭や沈没船などの所有者の把握・整理
 - ② 所有者自身での撤去対応の働きかけ
 - ③ 法的措置の検討
- 所有者等の整理を行った上で、第2回専門部会を今年度内に開催予定。